

【令和4年第3回公民館運営審議会】 （令和6年度以降）広島市公民館学習会の実施方針案について		（令和5年第1回公民館運営審議会）（改正案） （令和6年度以降）広島市公民館学習会の実施方針案について	主な修正
<p>1 経緯・現状</p> <p>社会教育法では、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学术及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の促進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」（第20条）と定めています。</p> <p>本市公民館は、上記の目的に加え、より多くの市民がまちづくり活動に関わることを目的とし、広島市公民館運営審議会の「学習成果をまちづくり活動につなげるための方策について（答申）」（平成18年3月）の趣旨を踏まえて、市民のまちづくりへの参画を促進し、個々の活動目的や活動レベルに応じた適切な支援を行ってきました。</p> <p>平成26年度以降は、本市の公民館事業を展開する指針となる広島市公民館学習会実施方針に「1 地域社会の教育力の向上支援」、「2 社会の要請に対応した学習支援」、「3 学習成果の活用・まちづくり活動等の支援」という3つの柱を掲げて様々な分野の学習機会を提供し、それを通じて地域課題の解決やコミュニケーションの形成、地域資源の活用、団体等とのネットワークづくり、また、地域の若い手の育成につなげてきました。</p> <p>そして、令和3年度以降は、第6次広島市基本計画（令和2年6月）で定めた「多様な学びのための環境づくり」や「地域や社会の課題解決に貢献する学習機会の提供とその充実」、「学びの成果を発表・活用できる機会や場の提供」を基本とし、国からの答申などを踏まえた上で本市公民館学習会の実施方針を策定して、その方針や事業体系に基づいて公民館学習会を計画・実施しています。</p> <p>今日、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化、新型コロナウイルス感染症への対応などにより、市民の生活環境やライフスタイルは急速に変わっています。人生100年時代や超スマート社会（Society5.0）※1の到来を見据え、社会が急速に複雑多様化する予測困難な現代社会において、その変化への対応のための学びと社会教育・生涯学習の役割を再認識する必要があります。</p> <p>そこで、広島市における社会教育・生涯学習を推進する上で必要と考えられる _____ 役割を示し令和6年度以降の公民館学習会の実施方針について、これまでの経緯や社会情勢の変化等を踏まえて取り組むべき事業の方針を整理し作成しました。</p>	<p>社会教育法では、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学术及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の促進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」（第20条）と定めています。</p> <p>本市公民館は、上記の目的に加え、より多くの市民がまちづくり活動に関わることを目的とし、広島市公民館運営審議会の「学習成果をまちづくり活動につなげるための方策について（答申）」（平成18年3月）の趣旨を踏まえて、市民のまちづくりへの参画を促進し、個々の活動目的や活動レベルに応じた適切な支援を行ってきました。</p> <p>平成26年度以降は、本市の公民館事業を展開する指針となる広島市公民館学習会実施方針に「1 地域社会の教育力の向上支援」、「2 社会の要請に対応した学習支援」、「3 学習成果の活用・まちづくり活動等の支援」という3つの柱を掲げて様々な分野の学習機会を提供し、それを通じて地域課題の解決やコミュニケーションの形成、地域資源の活用、団体等とのネットワークづくり、また、地域の若い手の育成につなげてきました。</p> <p>そして、令和3年度以降は、第6次広島市基本計画（令和2年6月）で定めた「多様な学びのための環境づくり」や「地域や社会の課題解決に貢献する学習機会の提供とその充実」、「学びの成果を発表・活用できる機会や場の提供」を基本とし、国からの答申などを踏まえた上で本市公民館学習会の実施方針を策定して、その方針や事業体系に基づいて公民館学習会を計画・実施しています。</p> <p>今日、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化、新型コロナウイルス感染症への対応などにより、市民の生活環境やライフスタイルは急速に変わっています。人生100年時代や超スマート社会（Society5.0）※1の到来を見据え、社会が急速に複雑多様化する予測困難な現代社会において、その変化への対応のための学びと社会教育・生涯学習の役割を再認識する必要があります。</p> <p>そこで、広島市における社会教育・生涯学習を推進する上で必要と考えられる _____ 役割を示し令和6年度以降の公民館学習会の実施方針について、これまでの経緯や社会情勢の変化等を踏まえて取り組むべき事業の方針を整理し作成しました。</p>	<p>より多くの市民がまちづくり活動に関わることを目的とした記録</p> <p>原動力となつた根拠やその成果が明確に示すことができないため削除</p> <p>具体的な社会の変化について追記</p> <p>「第11期中央教育審議会生涯学習課題分科会における議論の整理」において、生涯学習・社会教育をめぐる現状に合わせた公民の役割について示され、これを参考に広島市公民館としての役割についても再確認する旨の記述に変更</p> <p>広島市及び本公民館を追記</p>	

主な修正	
<p>2 広島市公民館における課題（社会教育・生涯学習を推進する上で取り組むべき課題を踏まえて）</p> <p>(1) 多様な市民が学び続けることができる環境づくり 人生100年時代や超スマート社会（Society5.0）の到来によりすべてのひどが元気に活躍し、安心を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現に向けた取組が必要である。 現在、公民館利用者の固定化や高齢化などにより活動が活性化されず、活動の継続が困難となる場合も見受けられる。</p> <p>そこで、幅広い世代の多様な市民が公民館に親しみ、学習を通じて自己実現を図ることができるよう、高齢者や女性、若者、障害者など多様な市民が生涯にわたり、その価値観やライフスタイル、意欲、ニーズ、社会環境の変化に応じて、新たな知識や技能を学び続け、あるいは必要なときに学び直すことができる環境づくりを進める必要がある。</p> <p>(2) 課題解決のための活動につなげる学びの環境づくり 少子高齢化や生活環境の変化などの影響により地域や社会を支える人材不足や地域コミュニティの希薄化が懸念されることを受け、本市で令和4年2月に「広島市地域コミュニティ活性化ビジョン」を策定し、市民主体のまちづくりを支援することとしています。</p> <p>公民館では、地域_____が抱える課題_____や地域住民のニーズに応じた事業や学習会を開催・実施し、学びの成果を地域や社会の課題解決のための活動につなげる学習機会の提供や新たな相い手の育成につながる環境づくりを進める必要があります。</p> <p>(3) 学びの成果の活用 継続的に地域コミュニティを支えるとともに、主体的な学びを向上させ、学び合う環境をつくるため、学びの成果を発表・活用できる機会や場を提供し、生涯学習の成果を市民主体のまちづくりに活用できるような取組を促進する必要があります。</p> <p>(4) 五屆のデジタルリテラシーの向上 デジタル技術を活用し、人々の生活や世の中の仕組みを良い方向に変革するデジタルトランフォーメーション（「DX」）が急速に進展している中、デジタル社会の利点を最大限活用し、デジタル社会へ対応するため、デジタルデバイド解消を含め、市民のデジタルリテラシーの向上が必要である。</p> <p>公民館ではICT活用能力を向上するための学習会を通じて、市民のデジタルリテラシーの向上に取り組む必要がある。また、講座やSNS、動画配信サービス等を利用するなど、デジタル技術を活用した取組を進める必要があります。</p> <p>いても検討を進める必要があります。</p>	<p>第10期中央教育審議会生涯学習課分科会において、新しい時代の生涯学習の基本的な考え方として、「命を守る」生涯学習について述べられていることを踏まえ、安心して暮らせる社会の実現について追記。また学習ループの固定化や高齢化を公民館の課題ととして追記</p> <p>性別や年齢、職業等の意味を含めた属性を追記</p> <p>具体的な事業内容を追記</p> <p>地域コミュニティを支えることに加え、学び合う環境づくりに活用できるような取組を促進する必要があります。</p> <p>デジタル技術を活用し、人々の生活や世の中の仕組みを良い方向に変革するデジタルトランフォーメーション（「DX」）※2が急速に進展している中、デジタル社会の利点を最大限活用し、デジタル社会へ対応するため、子どもから高齢者まで誰もがデジタル技術を理解して適切に活用できるスキルを向上させるとともに、より多くの市民が公民館事業に興味・関心を持つようSNS、動画配信サービス等を利用するなど、デジタル技術を活用した取組を進める必要があります。</p>

【令和4年第3回公民館運営審議会】		【令和5年第1回公民館運営審議会】（改正案）	主な修正
<p>3 広島市公民館の役割</p> <p>地域コミュニティを維持し、持続的に発展させるため、「学習の拠点」「まちづくりの拠点」として、「ヒト（公民館職員等）」「モノ（社会教育を基盤として地域コミュニティの活動の促進を図る施設）」「コト（事業・活動）」により市民主体のまちづくり等を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様な「まなび」と「つどい」の場の提供           <p>誰一人として取り残すことなく、地域住民が公民館に集い学ぶことができるよう、それぞれに必要な知識等を習得する「まなび」を提供し、市民の能力を引き出して新たな学習機会や活動の創出と発展へつなげるとともに、市民同士の「つどい」の場を提供し、個人と団体、団体と団体を結びかけ、同じ価値観や課題意識を持つ市民同士の組織化を支援するなどして、持続的な学びを支援します。</p> </li> <li>○ 市民主体のまちづくりへの支援           <p>「社会教育」を土台として、公民館での学習活動の成果を生かし、まちづくり活動などに携わる人材へと市民を育成します。育成した人材を組織化すること等により、まちづくり活動などへつなげていきます。</p> </li> <li>○ 市民主体のまちづくりへの支援           <p>「社会教育」を土台として、公民館での学習活動の成果を生かし、まちづくり活動などに携わる人材へと市民を育成する。育成した人材を組織化すること等により、まちづくり活動等へつなげていく。</p> </li> <li>○ 市民主体のまちづくりへの貢献           <p>市民が地域コミュニティの将来像を共有し、その実現のために解決すべき地域課題と対応について学習し、その学習成果を地域づくりの実践につなげる「学びと活動」を促進する。</p> </li> <li>○ デジタルリテラシー※3の向上           <p>公民館職員は、公民館に集った市民の組織化を援助する能力や、個人と団体団体等とのコードィネート力（個人と団体、団体と団体を結びつける能力）を有しており、地域課題を見つけるための学習プログラムを作成するとともに、学習者を組織化し活動につなげる役割を担っている。</p> </li> </ul>	<p>地域コミュニティを維持し、持続的に発展させたため、「学習の拠点」「まちづくりの拠点」として、「ヒト（公民館職員等）」「モノ（社会教育を基盤として地域コミュニティの活動の促進を図る施設）」「コト（事業・活動）」により市民主体のまちづくり等を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様な「まなび」と「つどい」の場の提供           <p>誰一人として取り残すことなく、市民が主体的に学び続けるために、それるために必要な知識等を習得する「まなび」を提供し、市民の能力を引き出して新たな学習機会や活動の創出と発展へつなげるとともに、市民同士の「つどい」の場を提供し、個人と団体、団体と団体を結びかけ、同じ価値観や課題意識を持つ市民同士の組織化を支援するなどして、持続的な学びを支援します。</p> </li> <li>○ 市民主体のまちづくりへの支援           <p>「社会教育」を土台として、公民館での学習活動の成果を生かし、まちづくり活動などに携わる人材へと市民を育成します。育成した人材を組織化すること等により、まちづくり活動などへつなげていきます。</p> </li> <li>○ 市民主体のまちづくりへの支援           <p>「社会教育」を土台として、公民館での学習活動の成果を生かし、まちづくり活動などに携わる人材へと市民を育成する。育成した人材を組織化すること等により、まちづくり活動等へつなげていく。</p> </li> <li>○ 市民主体のまちづくりへの貢献           <p>市民が地域コミュニティの将来像を共有し、その実現のために解決すべき地域課題と対応について学習し、その学習成果を地域づくりの実践につなげる「学びと活動」を促進する。</p> </li> <li>○ デジタルリテラシー※3の向上           <p>第1・期中央教育審議会生涯学習分科会における議論で、情報格差の解消やデジタルリテラシーの向上が課題として示されていることや、広島市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画で、「公民館等でのICTの活用のための事業」が明記され、「オンラインによる学び」に取り組む必要があると考え、公民館の役割に、デジタルリテラシーの向上を追記</p> </li> </ul>		

【令和4年第3回公民館運営審議会】	【令和5年第1回公民館運営審議会】（改正案）	主な修正
<p>4 公民館事業の目標（生涯にわたり学習し活躍できる環境づくりの推進に向けて）</p> <p>① 多様な市民が学ぶことができ、あるいは学び直すことのできる環境づくりを目指す。 _____</p> <p>② 地域活動や社会の課題解決を住民が主体的に担うことのできる力を身に付けるための学習機会を提供し、その充実を目指す。</p> <p>③ 学びの成果を発表・活用できる機会や場を提供し、_____生涯学習の成果の活用を促進する。</p> <p>④ 市民がデジタルリテラシーを身に付け、デジタル社会の利点を生かすことができるよう、ＩＣＴの技術を活用した学習機会を提供し、その充実を目指す。</p>	<p>4 公民館事業の目標（生涯にわたり学習し活躍できる環境づくりの推進に向けて）</p> <p>① 多様な市民が学ぶことができ、あるいは学び直すことのできる場や、市民同士の組織化を促進するための「つどい」の場の提供により、市民の主体的、持続的な学びができる環境づくりを目指します。</p> <p>② 地域活動や社会の課題解決を市民が主体的に取り組めたもの動機付けと、活動を開始、持続させるための知識・技術を取得するための学習機会を提供し、その充実を目指します。</p> <p>③ 学びの成果を発表・活用できる機会や場を提供し、持続可能なまちづくりへの貢献のため、生涯学習の成果の活用を促進します。</p> <p>④ 市民がデジタルリテラシーを身に付け、デジタル社会の利点を生かすことができるよう、ＩＣＴの技術を活用した学習機会を提供し、その充実を目指します。</p>	<p>学びの場の提供に加え、市民同士の組織化による主体的、持続的な学びの環境づくりを目標として且記 市民が主体的に取り組むための動機付けについて追記</p> <p>3の広島市公民館の役割にある「市民の主体的参画による持続可能なまちづくりへの貢献」の記述に合わせて、「持続可能なまちづくりへの貢献」を追記</p>

【令和4年第3回公民館運営審議会】		【令和5年第1回公民館運営審議会】(改案)	主な修正
5 公民館事業の方針について	5 公民館事業の方針について		
(1) 地域社会の多様な学びのための環境づくり 公民館における多様な学習機会の提供とその充実や、市民向け教養講座の実施など、多様な市民が学ぶことができる、あるいは学び直すことのできる環境づくりを推進する。	(1) 地域社会の多様な学びのための環境づくり 幅広い世代の多様な市民が生涯を通じて学び続けるよう、多様な学習機会の提供とその充実や、市民向け教養講座の実施など、ライフスタイルや価値観、社会環境の変化に応じた知識や技能を学ぶことができ、あるいは学び直すことのできる環境づくりを推進することも、学習会等を通じて市民同士がつながる機会を提供し、既存のグループの活性化やボランティア団体及び新たな学習グループの結成を促進することで、市民主体の持続的な学びとその活用を支援します。	(1) 地域社会の多様な学びのための環境づくり 幅広い世代の多様な市民が生涯を通じて学び続けるよう、多様な学習機会の提供とその充実や、市民向け教養講座の実施など、ライフスタイルや価値観、社会環境の変化に応じた知識や技能を学ぶことができ、あるいは学び直すことのできる環境づくりを推進することも、学習会等を通じて市民同士がつながる機会を提供し、既存のグループの活性化やボランティア団体及び新たな学習グループの結成を促進することで、市民主体の持続的な学びとその活用を支援します。  (2) 地域活動や社会の課題解決に貢献する学習機会の提供とその充実 地域に対する愛着や帰属意識を喚起する講座や、NPOや大学、企業などの多様な主体との連携・協働などによる現代的・社会的な課題に関する講座の実施など、地域や社会の課題解決を市民が主体的に取り組むことのできる力を身に付けるための学習機会の提供とその充実に取り組みます。	(1) 地域社会の多様な学びのための環境づくり 幅広い世代の多様な市民が生涯を通じて学び続けるよう、多様な学習機会の提供とその充実や、市民向け教養講座の実施など、ライフスタイルや価値観、社会環境の変化に応じた知識や技能を学ぶことができ、あるいは学び直すことのできる環境づくりを推進することも、学習会等を通じて市民同士がつながる機会を提供し、既存のグループの活性化やボランティア団体及び新たな学習グループの結成を促進することで、市民主体の持続的な学びとその活用を支援します。  (2) 地域活動や社会の課題解決に貢献する学習機会の提供とその充実 地域に対する愛着や帰属意識を喚起する講座や、NPOや大学、企業などの多様な主体との連携・協働などによる現代的・社会的な課題に関する講座の実施など、地域や社会の課題解決を市民が主体的に取り組むことのできる力を身に付けるための学習機会の提供とその充実に取り組みます。  (3) 学びの成果を発表・活用できる機会や場の提供 公 民館等における学習成果発表事業の実施や市民やNPO、企業等との協働による学習成果を活用した各種事業の企画・実施など、学びの成果を発表・活用できる機会や場の提供に取り組みます。

## 【令和4年第3回公民館運営審議会】

## 【令和5年第1回公民館運営審議会】（改正案）

	主な修正
6 公民館運営の実施方針について（公民館事業の方針を踏まえた取組・事業体系）	<p>生涯にわたり学習できる環境づくりについて（公民館事業の方針を踏まえた取組・事業体系）</p> <p>生涯にわたり学習できる環境づくりの推進に向けて、市民が自ら学び、学んだことを生かして地域や社会で活躍できるよう、市民の生涯学習活動の促進を図ります。</p> <p>次の8つの内容に係る事業（下線）は、全市で取り組む必要がある課題の学習事業として、全館で実施し、評価と課題を次年度へ継承するよう努めます。</p> <p>(1) 地域社会の多様な学びのための環境づくり 誰もが活動に参加できる地域拠点として、地域を取り巻く教育環境に応じて対応できるよう配慮する。  <input type="radio"/> 家庭教育職業性の充実 &lt;地域における子育て環境の充実&gt;  <input type="radio"/> 子育て支援事業 &lt;地域における子育て環境の充実&gt;  <input type="radio"/> 学習・体験活動の推進 &lt;青少年の健全な心身の育成と社会性のからん養&gt;  <input type="radio"/> 学習・体験活動の向上支援 &lt;子育て環境の充実と絆づくりの支援&gt;  <input type="radio"/> 子育て支援 &lt;子育て環境の充実と絆づくりの支援&gt;  <input type="radio"/> 少年の健全育成の支援 &lt;青少年の健全な心身の育成と社会性のからん養&gt;  <input type="radio"/> 学習・体験活動の推進 &lt;青少年の健全な心身の育成と社会性のからん養&gt;  <input type="radio"/> 社会教育関係団体・グループの活動支援</p> <p>(2) 地域や社会の課題解決や地域活動に貢献する学習機会の提供とその充実 市民が主体的に広島市行政・地域社会の課題解決や地域活動に取り組む機付けと活動を維持・強化するための学習機会の提供に取り組みます。  <input type="radio"/> 男女共同参画社会形成の実現  <input type="radio"/> 少子・高齢社会への対応  <input type="radio"/> 平和教育・平和文化の振興  <input type="radio"/> 國際理解・国際交流  <input type="radio"/> 環境問題解決  <input type="radio"/> 安全・安心の確保  <input type="radio"/> 地域の伝統や文化、魅力の継承・活用  <input type="radio"/> その他の課題解決</p> <p>(3) 学びの成果を発表・活用できる機会や場の提供 「社会教育」を基礎とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向け、学びへの参加のきっかけづくりの推進とその学びをまちづくり活動に生かす取り組みの推進、「多様な主体との連携・協働の推進」、「多様な人材の幅広い活躍の促進」に取り組む。  <input type="radio"/> 学習成果の活用支援  <input type="radio"/> まちづくり活動等の支援</p> <p>(4) ICTを活用した学習機会の提供 ICTの技術を活用した事業を通じて、情報格差の解消を図るとともに市民のデジタルリテラシーの向上を図ります。またICTを活用し利用者の利便性を図ることで、多様な学習機会の提供に取り組みます。  <input type="radio"/> ICTの活用</p>
5 公民館の方針の[1]において、環境づくりによりとともに、市民同士のつながりや組織化の足枷により「つながり」「つながりづくり」への取り組みについて追記 他の事業名と表記を合わせるため、事業名と区分名を変更 他の事業名と表記を合わせるため、事業名と区分名を変更 他の事業名と表記を合わせるため、事業名と区分名を変更 社会参画活動の推進の事業内容は、青少年を対象としたものであつたため、青少年の健全育成の支援に事業名を変更 区分名を変更 5 公民館の方針の[2]において、地域や社会の課題解決や地域活動に貢献する学習機会について記述しているため、学習機会の提供に取り組む旨の記述に変更 他の事業名と表記を合わせるため、変更 他の事業名と表記を合わせるため、変更 他の事業名と表記を合わせるため、変更 これまで別の項目の中で実施していた地域資源（伝統文化や自然環境等）の活用と継承に関わる事業を新たな項目として追記	<p>ICTの利活用についての記述を追加するとともに、課題として、ICTの活用を挙げているため、大切なことに取り組むことから、ICTの意味を込め取り組むに変更</p>
	6

広島市公民館学習会の実施方針（体系）新旧対照表（※は必須事項）

（旧・令和5年度）

区分	分	具体例
<b>1 地域社会の教育力の向上支援</b>		
(1) 家庭教育の支援	①家庭の知識や技術の向上、ネットワークづくり支援	・子どもの発達段階（乳児期、幼児期、児童期、思春期）に応じて対応できるよう配慮する。 ・「乳児期、幼児期、児童期、思春期」に応じた家庭教育学級・親同志つなぐ小さなネットワークづくり支援
(2) 青少年の支援	②子育て支援	・家庭教育講座 ・家庭教育相談など
(3) 学習・体験活動の推進	③世代間交流	・家庭や地域の教育力向上のための高齢者が有する知識・技能を次世代に継承する事業（伝統芸能、手工艺の継承、軽スポーツ交流、伝統芸能、手工艺の継承など）
(4) 社会教育関係団体・グループの活動支援	④社会活動の推進	・児童・生徒を対象とした様々なボランティア活動（清掃活動、公民館まつりへの参画など）への参加 ・青少年による事業の企画実施（大学生による遊び企画など）への参加など
(5) 学習・体験活動の推進	⑤長期休暇	・夏休みや冬休みなどに行う児童・生徒を対象とした自然体験として川遊びや里山遊び、農業体験など
(6) 学習・体験活動の推進	⑥学習・体験活動の推進	・公民館学習グループ（茶道・華道・囲碁・将棋などの）の児童・生徒版の開設 ・児童・生徒を対象とした映画会、工作教室や生活体験としての家事の講習など
(7) 社会教育関係団体・グループの活動支援	⑦社会の要請に対応した学習支援	・PTA、子ども会、女性会などの地域団体や公民館学習グループの役員等を対象としたリーダー研修や講習会 ・公民館学習グループ（茶道・華道・囲碁・将棋など）の運営 ・地城の人才を活用した学習活動など
<b>2 地域や社会の課題解決や地域活動に貢献する学習機会の提供とその充実化</b>		
(1) 男女共同参画のための事業	(1)男女共同参画	・男女共同参画に応じた学習支援 ・男女共同参画に参加するきかとなるような講座、女性の活躍推進を図るために開催する講座、DV防止に関する講座など
(2) 少子・高齢社会に対応した事業	(2)少子・高齢社会	・現代青年の職業・結婚観に関する講座 ・団塊世代を含めた高齢期準備のための講座など

（新・令和6年度以降）

区分	分	具体例
<b>1 地域社会の多様な学びのための環境づくり</b>		
(1) 子育て環境の充実と継ぐりの支援	①家庭教育の向上支援	・誰もが活動に参加できる地域拠点として、「ひとり一人の自己実現を図る」ます。
(2) 子育て支援	②子育て支援	・子どもの発達段階（乳児期、幼児期、児童期、思春期）に応じた家庭教育学級・父親やこれから親になる若年層を対象とした家庭教育相談 ・子育て講座 ・児童虐待防止に関する講座など
(3) 青少年の支援	③青少年の健全育成の支援	・子育て広場 ・おはなし会 ・子育て支援グループ・団体のネットワークづくりの支援など
(4) 学習・体験活動の活動支援	④社会活動の開設	・児童・生徒を対象とした様々な社会参画活動の推進（清掃ボランティア活動、公民館まつりへの参画など）への参加 ・児童・生徒を対象とした映画会、工作教室や生活体験としての家事の講習や自然体験として川遊びや里山遊び、農業体験など ・青少年による事業の企画実施（大学生による遊び企画など）への参加など
(5) 学習・体験活動の推進	⑤学習・体験活動の推進	・成人の学び直しを支援する講座（大学等による市民向け教養講座など） ・地域に関する事業や利用者から要望を反映させた講座など
(6) 学習・体験活動の活動支援	⑥社会教育関係団体・グループの活動支援	・PTA、子ども会、女性会などの地域団体や公民館学習グループの役員等を対象としたリーダー研修や講習会 ・公民館学習グループ（茶道・華道・囲碁・将棋など）の運営 ・地城の人才を活用した学習活動など
<b>2 地域や社会の課題解決や地域活動に貢献する学習機会の提供とその充実化</b>		
(1) 男女共同参画	(1)男女共同参画	・男女共同参画に応じた学習支援 ・男女共同参画に参加するきかとなるような講座、女性の活躍推進を図るために開催する講座、DV防止に関する講座など
(2) 少子・高齢社会	(2)少子・高齢社会	・現代青年の職業・結婚観に関する講座 ・団塊世代を含めた高齢期準備のための講座など

区分	具体例
※(3) 平和教育・平和文化の振興	・被爆の実相を理解する講座 ・ピースロゴマーク ・平和に関するパネル展示など
(4) 国際理解・国際交流	・多文化共生の視点に立った異文化交流事業 ・外国人市民との相互交流事業 ・日本語教室など
※(5) 環境問題解決のための事業	・脱炭素社会へ向けた自然エネルギーの推進や省エネルギーの推進などを図る事業（地球環境講座、エシカル講座、パネル展示など） ・自然環境を保全して次世代に引き継ぐための事業（自然観察ボランティア養成講座、バネル展示など）
※(6) ICTの活用のための事業	・情報格差の解消やICTの利活用能力向上を図るための学習会（パソコン等初心者のための相談会、ICTを活用した生活お役立ち術講座、高齢者等を対象としたパソコン教室やワパンボイント講座、ネットにおけるモラルやナーバー、サイバー犯罪防止のための情報セキュリティ講座など）
(7) 安全・安心の確保のための事業	・防災、地域の防犯（特殊詐欺など）、交通事故防止の講座 ・防止の講座やパネル展示
(8) その他の課題解決	・広島市の各局・区の行政課題に対応した事業（健康づくり、福祉講座、消費者教育、エシカル消費の啓発など）
3 学習成果の活用・まちづくり活動等の支援	「社会教育」を基盤とした、人づくりつながりづくり、地域づくりに向け、地域の力をまちづくり活動に生かす事業（学びへの参加のきっかけづくりの推進とその学びをまちづくり活動に生かす取り組みの推進）、「多様な人材の幅広い活躍の促進」、「多様な主体との連携・協働の推進」、『多様な人材の幅広い活躍の促進』に取り組む。
(1) 学習成果の活用支援	・郷土史講座などの学習成果をまちづくりに生かす事業 ・団塊世代の能力をまちづくり等に生かす事業 ・ボランティア講師などの人材を養成する事業など
(2) まちづくり活動等の支援	・營利の活動を行う市民や団体を支援するための事業 ・自主的・自発的な市民活動の担い手を確保・育成するための事業 ・多様な人材を社会教育の活動に巻きつけて取り組む非営利活動といつた公益的非営利の活動を行なう事業 ・環境保護活動や互助活動といった公益的非営利の活動を行なう事業など
3 学習成果を活用・活用の提供	「社会教育」を基盤とした、人づくりつながりづくり、地域づくりに向け、「学びへの参加のきっかけづくりの推進」とその学びをまちづくり活動に生かす事業などににおける学習成果をまちづくりに生かす事業 ・ボランティア講師などの人材を養成する事業など
(1) 学習成果の活用支援	・環境保護活動や互助活動といった公益的非営利の活動を行なう市民や団体を支援するための事業 ・自主的・自発的な市民活動の担い手を確保・育成するための事業 ・多様な人材を社会教育の活動に巻きつけて取り組む非営利活動といつた公益的非営利の活動を行なう事業 ・環境保護活動や互助活動といった公益的非営利の活動を行なう事業など
(2) まちづくり活動等の支援	・地域の高齢者等の子育て支援事業への参画促進など

区分	具体例
※(3) 平和教育・平和文化の振興	・被爆の実相を理解する講座 ・ピースロゴマーク ・平和に関するパネル展示など
(4) 国際理解・国際交流	・多文化共生の視点に立った異文化交流事業 ・外国人市民との相互交流事業 ・日本語教室など
※(5) 環境問題解決のための事業	・脱炭素社会へ向けた自然エネルギーの推進や省エネルギーの推進などを図る事業（地球環境講座、エシカル講座、パネル展示など） ・自然環境を保全して次世代に引き継ぐための事業（自然観察ボランティア養成講座、バネル展示など）
※(6) ICTの活用のための事業	・情報格差の解消やICTの利活用能力向上を図るための学習会（パソコン等初心者のための相談会、ICTを活用した生活お役立ち術講座、高齢者等を対象としたパソコン教室やワパンボイント講座、ネットにおけるモラルやナーバー、サイバー犯罪防止のための情報セキュリティ講座など）
(7) 安全・安心の確保のための事業	・防災、地域の防犯（特殊詐欺など）、交通事故防止の講座 ・子どもの安全・安心を目的とした事業など
(8) その他の課題解決	・地域の伝統や文化、魅力の継承・活用
3 学習成果を活用・活用の提供	・地域の歴史や伝統・食文化を知る講座（地域の特産品を学び、レシピを考案・実践する講座、史跡を巡り歴史を知ることで地域の魅力を知る講座、地域の川や山等のガイドブックを作成し魅力を発信するなど） ・高齢者が有する知識・技能を次世代に継承する事業（健康づくり、福祉講座、消費者教育、エシカル消費の啓発など）など
(1) 学習成果の活用支援	・「社会教育」を基盤とした、人づくりつながりづくり、地域づくりに向け、「学びへの参加のきっかけづくりの推進」、「多様な主体との連携・協働の推進」に取り組みます。
(2) まちづくり活動等の支援	・郷土史講座などの学習成果をまちづくりに生かす事業 ・団塊世代の能力をまちづくり等に生かす事業 ・ボランティア講師などの人材を養成する事業など ・環境保護活動や互助活動といつた公益的非営利の活動を行なう市民や団体を支援するための事業 ・自主的・自発的な市民活動の担い手を確保・育成するための事業 ・多様な人材を社会教育の活動に巻きつけて取り組む非営利活動といつた公益的非営利の活動を行なう市民や団体を支援するための事業 ・環境保護活動や互助活動といつた公益的非営利の活動を行なう市民や団体を支援するための事業 ・地域の高齢者等の子育て支援事業への参画促進など

区分	具体例
4 ICTを活用した学習機会の提供 ICTを活用した事業を通じて情報格差の解消を図るとともに市民のデジタルリテラシーの向上を図ります。またICTを活用し利用者の利便性を図ることで、多様な学習機会の提供に取り組みます。	<p>※ (1)ICTの利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報格差の解消の学習会（高齢者等を対象としたパソコンワンポイント講座、ネットにおけるモラルやマナー、サイバー犯罪防止のための情報セキュリティ講座）など</li> <li>・ICTの利活用能力向上を図るための講座（ICTを活用した生活お役立ち術講座）</li> <li>・ICTの利活用による学習環境向上のための講座（オンラインによる学習会・発表会、ZOOM等による音声で支援講座、広報活動など）</li> <li>・遠隔地との交流、SNSによるつながりづくりのための講座（青少年が高齢者にSNS等の使い方を教える、災害等の非常時に情報の入手や発信の方法を学ぶ講座など）</li> </ul>